

平成27年4月14日（火）

第7期茨城県動物愛護推進員（77名）の委嘱状交付式を行いました。

○任期：平成27年4月1日～平成30年3月31日

【動物愛護推進員とは・・・】

動物愛護推進員とは、動物への理解と知識を普及するため、地域の身近な相談員として、住民の相談に応じたり、住民からの求めに応じて飼い方の助言や支援をするなど、動物の愛護と適正飼養の重要性について普及啓発を行う方です。

